

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
KOBEエコアクション応援アプリ「イイことぐるぐる」に係る保守運用業務委託契約	R6. 4. 1	ジョルダン(株)	5, 988, 950	業務を効率的かつ円滑に行うには、既存システムの内容を熟知している必要があり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。また、本業務（アプリのシステム保守、コンテンツ管理及び機能の追加）について円滑な対応が確実に実施できると認められるのは、開発事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局環境企画課 (TEL: 595-6093)
収集業務管理システム保守及び運用サポート業務	R6. 4. 1	株式会社ゼンリン 神戸営業所	1, 845, 800	収集業務管理システムを製作したもの以外の者に施行させた場合、システム等の使用に著しく支障が生じる恐れがあるため (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局業務課 (TEL: 595-6141)
使用済み蛍光管等の処理・処分業務	R6. 4. 1	野村興産株式会社関西営業所	78 (1kgあたり)	家庭から排出された使用済み乾電池等（廃蛍光管含む）の広域回収・処理を安全かつ効率的に実施するために、公益社団法人全国都市清掃会議による「使用済み乾電池等広域回収処理事業」が実施されており、水銀使用廃製品を適正処理・再資源化を安全・確実に行うためには、当該事業を活用するほか無い。よって当該事業の「使用済み乾電池等」の『広域回収・処理センター』の指定を唯一受けている野村興産株式会社と契約した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	環境局資源循環課 (TEL: 595-6078)
2024年度ふたば資源回収ステーション管理運営業務	R6. 4. 1	特定非営利活動法人ふたば	2, 200, 000	資源回収ステーションは、地域の方による運営を目指しており、ふたば学舎の管理運営を担っている当該事業者へ委託することで地域の方による運営が実現できる。現在、ふたば学舎は、地域の方が有償ボランティアで施設の清掃等を行っており、施設全体との一体的な管理運営が可能となり、効率的かつ安価で業務を委託することができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) (参考) 「特定非営利活動法人ふたば」は地域住民主体で設立された「旧二葉小学校の活用検討委員会」を母体に、地元自治会、婦人会、ふれあいのまちづくり協議会等の地域住民団体により構成されている。ふたば学舎の指定管理については、「地域に密着した施設で地域人材を活用する場合」のため非公募で選定（「公の施設の指定管理者制度の運営指針」による）	環境局資源循環課 (TEL: 595-6091)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

使用済み蛍光管等の運搬業務	R6. 4. 1	日本通運株式会社神戸支店 日本貨物鉄道株式会社関西支社近畿支店	130, 500 (市内保管場所～野村興産(株)関西工場 1台あたり)	家庭から排出された使用済み乾電池等(廃蛍光管含む)の広域回収・処理を安全かつ効率的に実施するために、公益社団法人全国都市清掃会議による「使用済み乾電池等広域回収処理事業」が実施されており、水銀使用廃製品を適正処理・再資源化を安全・確実にを行うためには、当該事業を活用するほか無い。よって当該事業の「使用済み乾電池等」の運搬業務の委託先として指定を唯一受けている日本通運株式会社及び日本貨物鉄道株式会社と契約した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	環境局資源循環課 (TEL: 595-6078)
			31. 4 (野村興産(株)関西工場～野村興産(株)イトムカ鉱業所 1kgあたり)		
			142, 700 (市内保管場所～野村興産(株)イトムカ鉱業所 1基あたり)		
令和6年度分別基準適合物の引取り及び再商品化に係る業務	R6. 4. 1	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	6, 801, 907	契約の相手方である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、分別基準適合物の再商品化を行う法人として、容器包装リサイクル法第21条に基づき、再商品化業務を適正かつ確実に行うことができるものとして、国が指定した唯一の指定法人であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	環境局資源循環課 (TEL: 595-6091)
令和6年度最終処分場における排水処理施設等の維持管理業務	R6. 4. 1	シンセイ(株)	4, 645, 322	本業務は、専門的な知識・技術が必要であり、当該処理施設を施工した当該業者と契約しなければ、契約の目的を達成できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	環境局事業系廃棄物対策課 (TEL: 595-6192)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

環境DNA分析（網羅的解析）による海域の魚類生息状況調査業務	R6. 4. 1	公益財団法人 ひょうご環境創造協会	2,666,653	神戸市環境局では、教育及び研究の推進および生物多様性保全の施策の推進を目的に、国立大学法人神戸大学と「国立大学法人神戸大学大学院人間発達環境学研究科と神戸市環境局との環境DNA分析による生物調査及び研究に関する覚書」を締結している。覚書では、環境DNA調査等を第三者に協力させる場合は、事前に相手方の同意を得ることとしており、委託先候補事業者は、神戸市が当該事業を実施するにあたって、神戸大学から事前に調査協力者として同意を得ている唯一の事業者である。なお、委託先候補事業者は神戸大学と環境DNA分析について、共同研究契約を締結している兵庫県内唯一の事業者である。このため、委託先候補事業者は、神戸大学から随時指導・技術提供等を受けることが可能である。また、委託先候補事業者は、2018年度以降、環境DNA分析に関する業務を受託しており、良好な成果を上げている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局自然環境課 (TEL: 595-6216)
令和6年度淡水域における二酸化炭素の吸収・固定の評価（淡水カーボン）並びに水質環境および水生植物に与える影響に係る調査研究業務	R6. 4. 1	国立大学法人 神戸大学	2,520,000	本研究は、国内初となる淡水カーボンの評価と生態系に与える影響を調査するという非常に高い技術や知見が求められるものであり、湖沼や貯水池などの淡水域における水質調査や沿岸域の生態系と水質の関係を国内で唯一研究されている神戸大学中山教授の深い知見により、評価に有効なデータの収集とともに、生態系を維持・回復を目指す環境保全活動に繋げることが可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局自然環境課 (TEL: 595-6216)
令和6年度 ニホンイシガメの保全に向けた生態調査業務	R6. 4. 4	株式会社 自然回復	3,377,000	本委託先は、あいな里山公園に生息しているニホンイシガメの保全業務に以前より取り組んでおり、導入個体の環境適応調査（元の生息状況の把握を含む）、産卵環境及び幼体の生息状況・環境調査、アライグマの出現状況を踏まえたカメラの設置は、過年度の調査業務を踏まえて実施する必要があり、委託先候補事業者が保有する知見やノウハウが必要になる。また、業務の特性上、生体や業務に使用する機器のトラブル等が発生した際に、当日中にあいな里山公園にて対応が求められる。そして、当該事業者は明石・神戸アカミミガメ対策協議会の一員としても明石川水域でのアカミミガメ対策によるニホンイシガメの保全にも取り組んでおり、委託先として最も適切と考えられる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局自然環境課 (TEL: 595-6216)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

<p>令和6年度里地里山の生物多様性向上に向けた整備及び生態系サービスの評価に係る調査研究</p>	<p>R6.5.1</p>	<p>国立大学法人神戸大学</p>	<p>6,000,000</p>	<p>本業務は、自然共生サイトに認定されている小河山林等において、生物多様性の維持・向上を図る取り組みを進めるにあたり、生物の生息・生育状況を現地調査や環境DNA調査等で把握した上で、整備の方向性や生態系サービスの評価の研究に取り組むものであり、研究的な要素を含む非常に専門性が高い業務となっている。 委託先候補である神戸大学には、本業務を進めるにあたり有用な知見やノウハウを有する「神戸大学生物多様性研究グループの専門家」等が在籍している。これまでの調査研究で、継続的な調査を実施し、小河山林等における生物相を明らかにしてきた他、アンケート調査による市民ニーズの分析も行っている。小河山林等における持続的かつ効率的、効果的な生物多様性保全の実現に向け、調査等を継続するとともに、より詳細な分析等が必要である。各分野の専門家が有する情報の共有や連携を密に図りながら業務を進めていく必要があり、このような専門家グループを有する神戸市内の大学は、神戸大学のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>環境局自然環境課 (TEL: 595-6216)</p>
<p>燃料電池ごみ収集車の導入に向けた検討支援業務</p>	<p>R6.5.23</p>	<p>株式会社フラットフィールド</p>	<p>9,700,000</p>	<p>本市においては、2030年度の温室効果ガス排出量について2013年度比60%削減を目標としており、施策の1つとして水素エネルギーの利用促進を進めている。水素を燃料とする燃料電池ごみ収集車は2027年度以降に市販化が想定されており、本市への導入に向けて課題抽出等の早期の検討が必要である。また昨年度、市内に2か所目の水素ステーションが開所し、一定期間安定して実証を行えるフィールドが整ったため、今年度燃料電池ごみ収集車の導入実証を行おうとするものである。候補事業者は今年度貸し出しできる車両を保有する国内唯一の事業者であり、2015年度から現在に至るまで複数の自治体における実証事業を実施してきた知識・ノウハウを有している。以上より、候補事業者は本委託業務を今年度、現実的に遂行できる唯一の契約先であるため選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>環境局脱炭素推進課 (TEL: 595-6221)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

令和6年度スマートフォンアプリを活用した市民参加型生物調査業務	R6.5.29	株式会社バイオーム	1,595,000	本業務の目的を達成するには、ツヤハダゴマダラカミキリ等の分布情報データを効率的かつ大量に入手する必要がある、そのためには、より多く情報が収集できる市民参加型生物調査が適している。また、市民参加型生物調査の方法として、多くの市民が参加可能なスマートフォンの生物同定アプリを活用するのが、効果的・効率的であるが、使用するアプリは、制度が高く調査結果が信頼できるものを選定する必要がある。 委託先候補事業者は、スマートフォンで撮影した生物の種類をAIで同定し、位置情報を含めたデータを投稿できるスマートフォンアプリ「Biome」を開発している。Biomeは、①独自のアルゴリズムによる種同定AI(特許第6590417)を実装しており、専門的な知識が無くても制度が高い生物調査を行うことができ、②国内の生物種ほぼ全てを網羅する約9万5千種に対応したデータベースを収録し、主の特徴を記載した図鑑機能があり、投稿の際の参考にできる、③クエストというイベント機能があり、ゲーム感覚での市民の参加を促し、生物情報を集積することができるなどの図られた特徴を有し、Biomeを活用した生物調査を環境省、大阪府、東京都足立区等の行政機関においても実施されている。現在、このような機能を有する日本語のスマートフォンアプリは、Biome以外には無い。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局自然環境課 (TEL: 595-6216)
---------------------------------	---------	-----------	-----------	--	-----------------------------